

【参考】

1 信越管内の科目確認校一覧

平成30年10月現在

学校名	部科名 (適用期間)	取得可能資格 (略号)
新潟大学	工学部工学科電子情報通信プログラム (平成29年4月～平成39年3月)	陸特1 海特2
	工学部電気電子工学科 (平成10年4月～平成35年3月)	
	工学部情報工学科 (平成10年4月～平成35年3月)	
公立諏訪東京理科大学	工学部情報応用工学科 (平成30年4月～平成39年3月)	陸特1
	工学部機械電気工学科 (平成30年4月～平成39年3月)	
	システム工学部電子システム工学科 (平成14年4月～平成29年3月)	陸特1 海特3
	工学部電気電子工学科 (平成26年4月～平成39年3月)	
	工学部コンピュータメディア工学科 (平成26年4月～平成39年3月)	
新潟県立上越総合技術高等学校	電気情報科 (平成30年4月～平成36年3月)	陸特3 海特2
	電子情報科 (平成15年4月～平成32年3月)	
新潟県立長岡工業高等学校	電子科 (平成17年4月～平成28年3月)	陸特3 海特2
	電気電子科(電子制御コース) (平成26年4月～平成33年3月)	
新潟工科大学	工学部情報電子工学科 (平成15年4月～)	陸特1 海特3
	工学部工学科 (平成27年4月～平成40年3月)	海特3
	工学部工学科情報通信コース (平成27年4月～平成40年3月)	陸特1 海特3
信州大学	工学部電気電子工学科 (平成20年4月～平成31年3月)	陸特1 海特3
	工学部電子情報システム工学科 (平成28年4月～平成36年3月)	

※科目確認校とは、無線従事者免許を受けるために必要な「科目」を開設していることについて総務大臣の確認を受けた学校をいいます。

大学、短期大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、無線従事者規則第30条に定める無線通信に関する科目を履修して卒業した方は、国家試験を受けることなく、申請により一定の無線従事者資格の免許を受けることができます。(電波法第41条第2項第3号)

2 信越管内の一部免除認定校一覧

平成30年10月現在

学校名	部科名	資格及び免除する試験科目
新潟大学	工学部工学科電子情報通信プログラム *平成29年3月31日までは工学部電気電子工学科	第一級陸上無線技術士の「無線工学の基礎」
長野工業高等専門学校	電気電子工学科	第二級陸上無線技術士の「無線工学の基礎」

※国家試験の一部免除認定校とは、総務大臣の認定を受けた学校の所定の科目を履修して卒業した方が、当該卒業の日から3年以内に実施される無線従事者国家試験を受ける場合は、申請によって試験科目の一部が免除されます。(無線従事者規則第7条)

3 無線従事者免許の取得方法（電波法第41条）

- ・ 国家試験に合格する。
- ・ 養成課程(講習会)を修了する。
- ・ 大学や高等学校等で「無線通信に関する科目」を修めて卒業する。
- ・ 無線従事者免許を有する者が無線局の業務に従事することで上位の資格を得る。

4 無線従事者資格の内容

資格名 (略号)	操作できる主な無線設備
第一級陸上無線技術士	放送局(テレビ、ラジオ)、固定局、無線標識局などの無線設備
第二級陸上無線技術士	小・中規模放送局、航空用無線航行局などの無線設備
第一級陸上特殊無線技士 (陸特1)	電気通信事業者や電力会社等が開設する無線局の多重無線設備
第三級陸上特殊無線技士 (陸特3)	タクシー無線の基地局などに開設する無線局の無線設備
第二級海上特殊無線技士 (海特2)	漁船や内航船舶、VHFによる小規模海岸局などに開設する無線局の無線設備
第三級海上特殊無線技士 (海特3)	プレジャーボートや漁船等の小型船舶に開設する無線局の無線設備